

2021年6月28日

「放送同時配信等の許諾の推定規定の解釈・運用に関するガイドライン（仮称）」
に関する意見

一般社団法人日本映像ソフト協会
法務・知的財産権担当部長 酒井 信義

I. ガイドラインの趣旨・目的

4 番目の○

○ 放送同時配信等の権利処理の円滑化に当たっては、視聴者・放送事業者・クリエイターの全てにとって利益となることが重要である。 本ガイドラインは、こうした状況や規定の趣旨を踏まえ、規定の運用に当たって、権利者側の懸念を払拭しつつ、放送事業者が著作物等を安定的に利用することを可能とし、視聴者の利便性に資するよう、法第63条第5項についての解釈・運用の指針を示すことを目的とする。

[意見]

ご検討されている「ガイドライン」は権利者の許諾推定に関するものですから、権利者の利益についても十分なお配慮をいただくことが必要であると考えます。「権利者」と「クリエイター」とは同義ではありません。この表現では、映画の著作物の著作権者である映画製作者の利益は考慮の対象外とされ、「クリエイター」であれば権利者ではなくてその利益が考慮されるように読めますので、「クリエイター」は「権利者」に改めていただくことを要望いたします。

II. 放送同時配信等の許諾に当たっての基本的事項

2 頁の 2 番目の○

○ 権利者側が、放送同時配信等において、自身の著作物等が利用されているかを逐一把握することは困難であるため、仮に上記のような事情が無い場合には、放送事業者は、原則に立ち返って、放送同時配信等で用いることを明示して契約を締結することが望ましい。

[意見]

「上記のような事情が無い場合」とは、2 頁の最初の○「契約に際して、やむを得ず放送同時配信等についての具体的な契約を交わすことができないような場合や、放送同時配信等の可否を明示的に確認できないような場合等」を指すと思われます。

そうすると、この記述は、5 月 25 日の参議院文部科学委員会での高橋文部科学副大臣の

ご答弁、5月14日の衆議院文部科学委員会及び5月25日の参議院文部科学委員会での矢野文化庁次長のご答弁をガイドラインに反映させる部分であると思われます。

そうであるならば、文末の「望ましい。」は、たとえば「必要である。」とか「契約しなければならぬ。」等の表現が適切ではないかと考えます。

Ⅲ. 許諾の推定に係る条件等について

1. 放送事業者側に求められる条件・留意事項

3頁の2番目の○

○ 同様に、事後的なトラブルを回避する観点からは、可能な限り書面で契約を行うことが望ましい。特に、契約から放送までの間に時間的余裕がある場合、放送同時配信等を行おうとする放送事業者は、権利者に対して明示的に放送同時配信等での利用や出演等の旨を伝えるなどをしたうえで、書面など明確に記録に残る方法で契約を締結することが望ましいと考えられる。

[意見]

「特に、契約から放送までの間に時間的余裕がある場合」は、「同時配信等の権利処理が困難な」事情がない場合のように思われます。そうであるならば、原則に戻って権利者の許諾を得るべき場合ではないでしょうか。

したがって、文末の「望ましいと考えられる。」は「必要と考えられる。」とすべきように思われます。

2. 権利者側の別段の意思表示の在り方

4頁③の(※)の部分

(※) 仮に権利者が放送同時配信等を許諾する権原を有していない場合には、契約時にその旨を放送事業者伝える必要があると考えられる。

[意見]

(1) 放送事業者が放送のみに使うと言った場合には新法63条5項が適用されるべきではないと思われますので、ご検討中のガイドラインの問題ではないと思われます。

(2) 放送事業者が放送に使うとだけ言った場合は本ガイドラインの対象であると思われまます。この場合、放送事業者が同時配信等に利用することを明示する義務がないのに、どうして権利者側に同時配信等の許諾権限を有しないことを明示することが必要となるのでしょうか。当事者対等の原則に照らして理解できないところです。

放送事業者が同時再送信等を行うことを権利者に明示しないで、推定規定によって同時配信等を行う場合には、そのリスクは放送事業者が負うと解すべきではないでしょうか。放送を許諾した権利者が同時配信等の許諾権限を有しないことを伝えなかつ

たとしても、自動公衆送信は許諾の範囲に明示的には含まれないのですから、権利者に法的責任があるようには思われません。

(3) 放送事業者が同時配信等にも使うと言った場合には、契約締結上の過失又は信義則上の問題ではないかと思えます。

IV. 許諾をしていないと証明し得る場合の対応について

4頁IVの2番目の○

○ 権利者側において許諾をしていないと証明し得る場合、放送同時配信等の差止めを行うためには、放送同時配信等が行われる前に主張する必要がある。

また、放送同時配信等の終了後、当事者間の協議等の結果、許諾があったとは認められないことが確定した場合は、金銭的な解決を基本とすることが想定される。

[意見]

自動公衆送信権侵害に対する権利者側の対応としては、差止請求、不法行為損害賠償請求、不当利得返還請求及び刑事告訴が考えられると思われれます。事後的救済に関しては、示談交渉が行われるのが基本と考えているよう思われれますが、すべての権利者がそのように寛容であると考えてよろしいのか疑問を感じます。示談交渉などを行わず、直ちに不法行為損害賠償請求訴訟を行う権利者もおられるのではないのでしょうか。

また、放送事業者が、許諾推定規定で同時配信等ができると誤信して同時配信等を行ったところ、許諾推定規定が適用されない場合であったというケースには、その誤信が新法63条5項に該当する事実がないのにあると誤信した事実の錯誤に当たるケースと新法63条5項の法的評価を誤信した法律の錯誤にあたるケースがあるように思われれます。

前者の場合には故意が阻却され著作権侵害罪の責を負うことはない（刑法38条1項本文）でしょうが、後者の場合には故意は阻却されず（刑法38条3項）著作権侵害罪（著作権法119条1項）の構成要件に該当し違法かつ有責である場合もあると思われれます。

この点につきましてもご検討いただいたほうがよろしいのではないかと思えます。

以上